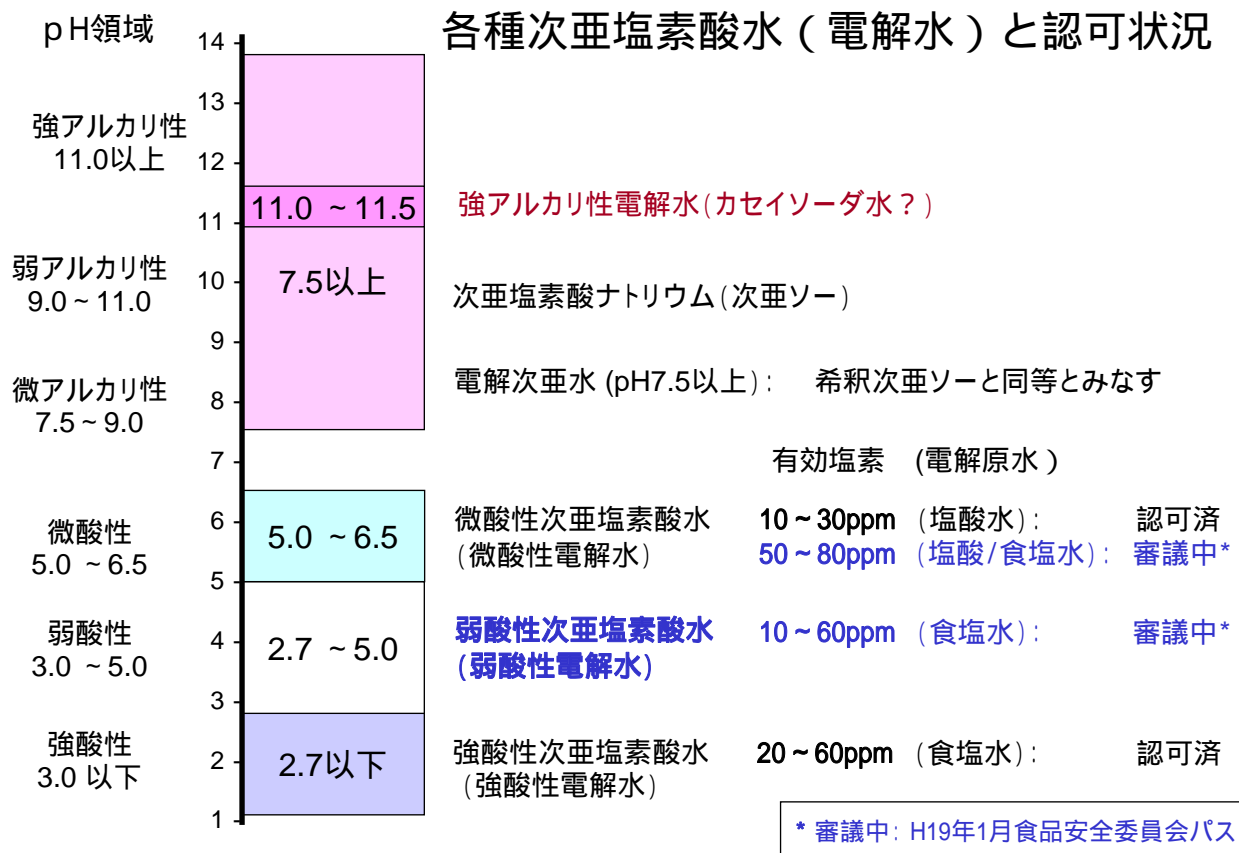


新成分規格の次亜塩素酸水の審議状況

新成分規格の次亜塩素酸水として認可申請が行われていた弱酸性次亜塩素酸水(pH2.7~5.0; 有効塩素 10~60 mg/kg)ならびに3%以下の塩酸および5%以下の塩化ナトリウムを含む水溶液を無隔膜電解槽で電解して生成する微酸性次亜塩素酸水(pH5.0~6.5; 有効塩素 50~80mg/kg)の2つについては、以下のような審議状況となっている。まず、平成18年11月28日(火)に開催された食品安全委員会添加物専門調査会(第38回会合)において「次亜塩素酸水に係わる食品健康影響評価について」の審議をパスした。次いで行われたパブリックコメントでも大幅な修正意見は寄せられず、また、平成14年に食品添加物指定された現行規格においてもこれまで問題が認められていない。こうしたことから、平成19年1月25日に開催された食品安全委員会(第175回会合)での審議において、新成分規格の次亜塩素酸水について、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと結論付けられた。今後厚生労働省で指定に向けた審議が行われる。現行規格と重複する名称についても検討される見込み。(平成19年2月1日付け「食品化学新聞」より)

以上のことおよび既認可の次亜塩素酸水ならびに電解次亜水の成分規格を下図のようにまとめてみた。酸性側のpHは6.5以下のものがつながったことが見て取れる。しかし、中性領域、すなわち、pH6.5~7.5の成分規格の次亜塩素酸水が欠けた状況である。一方、微酸性次亜塩素酸水では、有効塩素に関して30~50mg/kgが空白の領域となっている。これらについては、当然のことながら将来、是正する努力がなされるべきであろう。

平成19年2月9日機能水研究振興財団事務局



無断転載禁止